

第八話 紅花と藩の財政々策

どこの藩庄においても、まだどこかの公料代官所においても、その敗政を確立するためには田畠には一定の品等をつけ、それにに対する税率によって、正税としての上米を命じましたが、たゞ二三種税として、特殊産物等には小物成と称する税金をかけて、收入の増加を計りました。これらの税金のことを行役」とも言います。

最上地方や置賜地方において、中世末期から特産物として発達したものに、青苧、漆、煙草等がありますが、特に紅花は国産第一のものとして、大切な産物となつたのでありますから、幕藩では等しくこれらを「御役作物」に指定し、その普及奨励を計り、税收入の増加に資しました。米沢の蒲生藩や上杉藩では、文禄（一五九二）以前から既にこの制度を立て、いたようです。

山形藩では、保科肥後守の寛永十六年（一六三九）に、青苧烟の調査を行い、それに対しても青苧役を課してあるし、慶安寛文頃（一六四八～七二）にも、松平下総守がそれを再調査して、青苧役の增收を計っていますが、紅花烟に対しての役は見えませんでした。

しかし、青苧や漆や紅花というものは、大切な国産であるとは言え、この地方でそれを製品化することが出来ず、原料のまゝ、工業製造地に送るという状態でありましたので、その移出税の賦課ということに目をつけた訳です。これを「荷役」とか「荷え口御役」と称

レ、幕藩の財政から見れば、大きな財源となりました。「袖中雜錄」という記録に、寛文九年（一六六九）における「大石田にて役物の覚」が載っていますが、それによりますと、

一、青苧三拾八貫目入	此役銀七匁	憲駄
一、紅花三拾貫目入	此役銀六匁	同
一、蠟漆四拾貫目入	此役銀八匁	同
一、真綿三拾貳貫目入	此役銀八匁	同

右は先規の通り

という規定になつてあります。「右は先規の通り」とあることから判断すれば、これらに対する荷役は、寛文九年以前から規定され実施されていたものでしようが、その時期は明確ではありません。この課税標準は時代によつて多少の変更があります。延享年間（一七四四）の規定によれば、紅花三拾貳貫目入憲駄につき、この役金は憲歩貳朱となつており、憲駄の重量もその課税額も前者とは異つております。

その後明和二年（一七六五）頃になつて、各役所の徵稅法がまちまちになつてしまい、移出に不都合があるという風聞がありましたので、幕府では各代官に命じてその実状を調査させました所、公料村々の分は規定通りでありますでしたが、私領上知の村々に必ずしも守られておりませんでしたので、翌三年からその標準を改め、總てこれに統一すること、し、紅花荷役は次のように変更されています。

一 紅花役

三拾貫目憲駄に付金壱分永貳拾五文づつ

但尙實田内は無役、憲實田以上は憲實田に付錢四拾七文づく

この規定もまたその後改正されております。こうして徵集した總稅高につきましては、今のところはつきりいたしませんが、「山形古史錄」に、元禄五年（一六九二）以降数年間に亘る山形藩の收入がありますので、参考のため記してみましょう。

元禄五年 金拾兩九百五拾五文

全六年 金百貳拾八兩壹歩と三百七拾文

全七年 金百七拾七兩壹歩と八百七拾文

全八年 金百七拾五兩壹歩ヒ百三文

全十年 金百五拾九兩三歩ヒ三百貳拾九文

当時山形藩の御役作物は紅花と青苧とが主でありましたが、以上の金額は両者を合した御役金の約四割に当つております。

移出税としての荷役だけでも、これ程の稅收入となつた国産紅花であつたので、手厚い保護を講じ、強力にその獎励を行つたのであります。米澤藩においては、以前からこれを「藏花」として現物を徵集し、藩の專売制を確立しておりました。一旦藏花としておいて、藩の必要に應じ、商人に入れさせることによつて、一段と藩の利益を高めようとした制度であります。こういう紅花の專売制度につきましては、紀伊藩等でも目をつけ、宝

暦七年（一七五七）にその計画を立てたことがありますし、嘉永六年（一八五三）には水戸藩で大坂に国産貿易所といふものを設置して、紅花外五品田の藩直売を実施してあります。

紅花の全国一产地である最上地方の領主たるは、こりう方港について、どういう態度をとつておられたのでしょうか。実は山形の最後の領主となつた水野藩においても、一應この計画を耳論んだことがあるのですが、しかし弘化四年（一八四七）頃の文書と謂われる「山田幸右エ門へ相渡候山形御產物廻漕の儀に付書付」といふものを見ますと、中々そう簡単には行かなかつたらしいのです。紅花にしてせむ、その他の諸品にしてせむ集荷や販賣については、山形の元方荷主という者が中心となり、さらにはその半先となる田早と称する者たちによって相場が立てられ、取引貿易が行われる組織になつております。この根強さといふ点の如き、藩の権力を以てしてせむ、それを取り上げてしまつて、專治制に行こうとすることは出来なかつたのです。西文書にはこの辺の事情を次のようく述べてあります。

一、元方荷主は御用達相勧め長谷川吉郎次、村井清七、佐藤利兵、福島治助此四人専ら之家業に御座候。尙れも相應の富家に御座候。御領主の御威光にてモ、容易に変革相成り兼ね候事と存じ奉り候。

一、山形御用達共、前條四人のもの共、去る午年（註一弘化三年）御所番より書ケ年に相成り、いまだ御恩澤を蒙る事薄く、上の御評判宣しきを承り候ても、長く山形御在城は遊されずと、既に口外にも發し候程の氣味にて、御用相勧め候

モ、自然躊躇りかね候事と存じ奉り候

一 諸荷物取扱のため、日早六拾人程モこれ有り候程の儀に付、御城下の渕沢は少からざる事に御座候。御手捌の御目論見にては、容易に成就致す向敷く候。

云々

これでもわかるように、長谷川村井、佐藤、福島、という四人の元方荷主は、何れも富有人の御用達商人でもあり、所蓄になつて未だ一年という水野としては、どうすることも出来なかつた譯です。しかも六拾余人もある日早の傍きによつて、山形城下も渕沢になり、商業都市としての繁昌もあつた譯で、それやこれらを思うと、藩自身による御手捌といふことは中々困難なこヒでありました。そのために

一、先々より右様の仕来り御座候向、御国産新規御目論見相成候てモ、当時御必至御困窮の御勝手にては、容易に御自力にての御成就に成るべく様御座無く候。

と、在地商人層に対する無力を認め、御手捌という専売制を放棄すると共に、その代り、一、彼等の利潤相増し候はゞ、矢張り御領主の御蔵の裏のり候道理と存じ奉り候。と言つてあります。御用達商人その他の荷主の発展を計ることは、やがて水野藩の財政を太らす源泉ともなると考えた譯です。しかレ、どうしてモこの計画を実施しようとするならば、

一、上方其外、身分相應の引受け人へ、山形身元のものに得と談判引合行届候上に
これ無く候ては、改め申す向敷くと存じ奉り候。且つ日早の主の、家業変じ候ても
喜び候様、第一の工夫かと存じ奉り候。

と、取引関係商人同志の充分な談合と、日早の生活保護ということが先決問題であることを申しておりますが、これとても自信が無かつたのでしよう。結局は花染木綿を作るとか、山形大豆ならば味噌に作るとか、原料のまゝの移出を避け、出来るだけ製品として上方に送ることによつて、国益を増す方が賢明な策であろうと、御手捌目論見からすれば、消極的な態度をとつてゐるのであります。

所が、水野藩のこの計画が不成功に終つた数年後、安政二年（一八五五）に至つて、天童織田藩において専売制を実施しております。御領分北日村文書によりますと、宇都宮藩の家老である固瀬和三郎という者の口話をもつて、天童藩領内から出る紅花は、江戸大伝馬町に居住する、諸色向屋頭取の駒込勘ヶ由が引請けるという約定が成立したのであります。これは全く「御身帶（代）向の御基相立ち、御勝手道御引廻しに相成り、永年の御筋、この一事に限り事に候向」領内の小前百姓まで、能くその理由を汲んで、藩財政復興のために出情されたいという布令を出してあります。

駒込勘ヶ由との契約を見ますと、その一項に「来年よりは先方より金子差出され、前金御貸下さるべく候」とあり、生産者に対する前金売買が述べてありますし、また藩自身も「駒込勘ヶ由口入を以て、多分の金子御借用に相成り御約定」になつており、百姓の生活が安定するばかりでなく、藩の勝手筋、いわゆる財政も引直るであろうという目論見であります。それで、小前百姓や村役人に仰付けられた重要な奥は左の通りであります。

一、生花干花共に、聊かにてモ、他領へ売払い候儀は、堅く停止仰付けられ候。若し又隠し候て、他領のものへ少々たりとモ賣払い候儀これ有り候ば、當人は嚴科

に仰付けられ、其村の三役組合迄、屹度御咎仰付けられ候。

一、御国産紅花の御用掛り、工藤六兵工、仲野真子ヒへ仰付けられ候。

一、大庄屋佐藤弥三郎並に添役共に惣御用達共、此慶の儀は格別に粉骨せしめ候様仰付けられ候。

天童藩がこの制度に成功した理由は、山形藩の場合のように、元方荷主の有力者や、田早という連中の数が少いばかりでなく、一般の経済生活が、天童町自身の中にあるというより、山形の方につながりが強く、国産紅花が藩の専売になつてモ、天童そのもの、商業経営に影響を受けることが少かつたことにつながる。それになお、工藤家や仲野家と言つたような有力な人々は、そのまま、藩の紅花御用掛として任用したという、行政的立場宛にもあつたこと、思われます。そのために藩内の村々名主は、藩のこの事情と計画ヒを諒ヒレ、この年から「紅花時付書上帳」というものをその筋にて提出して、不正売買を防ぎ、藩の財政々策に協力しました。

当時、暫く廃止されていた向屋制度が、嘉永四年（一八五一）に再興されました。それから数年を経たこの安政二年（一八五五）という年は、正月早々から、武州桶川宿の紅花商浅次郎ヒ、江戸の徳兵工との間に、「紅花賣捌方難避出入」があり、九月に至つて漸くその問題が解決したのであります。その問題の中心点となつたことは、武州や奥州産の紅花を、生産者や地元商人たちが上方に売捌く場合、江戸を通る荷物は、その他の向屋の手を経なければならぬといふのは不當であるというのに對し、江戸の向屋組合では、それは昔から「打越荷物」と称して、法をもつて禁じられていましたので、上方ヒの直売

買は認めないという立場をヒツトことにあつたのですが、何回かの審理の結果は、やはり打越荷物は不法ということに至つて落着あがくしたのであります。

織田藩の家来長谷部肇が、このたびの紅花專賣実施について、幕府に伺いをして走るのは、安政二年の五月晦日であり、江戸打越荷物の問題が未だ審理の最中でありますため役所でもその取扱を慎重にし、江戸の諸色係を勤めていた堀江町名主熊井理左エ門と、村松町の名主源六に、「……羽州天童紅花荷物、國產相立て、御当地向屋共荷元窮屈にいたし候内目論見にはこれ無く候哉、其筋事実の譯、密々……探索」するようごと仰せ付けられたのです。これに対する両人の調査の結果は、次の返答書に明かであります。

一、羽州天童、同州山形、同州最上、此三場は紅花買次商い致し、手広荷元格別手厚のものもこれ有る処、例年彼岸前迄は、京都總て上方筋へ直廻いたし、彼岸後は御当地へ相廻し候。彼地商人共の商風に御座候。諸商売半広以来、京都に出店いたし候奥州商人手付のもの共、奥州へ出賣いたし、相場賈荒し候に付、從來彼地住居手広手広の商人共國中貿集め、直段相場を上方出賣商人に櫛上げさせ、自然元買値段へ差し響き、且つ作方の人氣も宜からざる様相成り候間、御領主御家來へ申立て、国産仕法相立て候得ば、不司の値段穩かに、買集め方行届き、御領主御益筋にも相成り、農家風儀も貿林に古復致すべくとの主意を以て、今般御申立て相來リ候由、全く當時御吟味中の荷元筋へ相拘りい意味合には相聞え申えず候。尤も外御家々様御國產には、御出入町人へ御渡相成り、向屋共へ売捌き方相成リ候分これ有り、天童領國產屋敷へ紅花取扱い候向屋共最初より出入いたし、

下々尔諸行届き候て御申立相成候由に付、商法に相振れ候儀は御座無き様存じ奉
り候。右密々承り探り探り候趣申上げ奉り候。

一の報告書によつて、役所では、通町組小向物向屋のうち、九合組紅花取扱商人共に限
り、新に仕法を相立て、紅花荷物の売捌がせ方を正式に許可したのであります。それで天
童藩では、丸合組に属する嘉兵工、弥兵工、彦七、金藏、仁兵工の五人と、紅花売賣に因
する新た仕法をもつて、特約を結んだのでありますが、その仕法は大略次のようなるもの
であります。

一、紅花産物參着次第、五郎三郎外四人のものへ御達次第、御藏元へ罷出で、見本受取
リ、銘々値相立て候積り。

一、紅花臺袋目方正味四百と拾五匁、袋目貳拾五匁、右にて壺袋五百目に相定め、六拾
四袋を以て壺駄と相定め、相場相立て取引致し候事。

但御品渡しの節、御立合の上、荷物切り解き目方相改め、種目これ有り候は、欠
引下さるべく候事。

一、紅花見本より品劣り候が、濡病み等これ有り候は、相当の値引相成り候事。

一、紅花荷物御扱の節、御当地景氣弱にて、上方表へ積登せ相成り候節は、壺箇に付き
銀壺匁六分づつ、向屋口錢申受け候事。

一、引受け紅花代金の儀は、当日より六拾日目相納め申すべく候事。

但車力貸は買請値段見込みの事。

この仕法に出て来る五郎三郎といふのは、丸合組のもので、當時病氣中であつたために

、前記の嘉兵工がその代理として調印したのであります。次手に記しておきますが、代理でなかつたのは金蔵だけで、弥兵工は勢州居住の善太郎の店預り人、彦とは京都居住の久藏の店預り人、仁兵工は江州居住吟次郎の店預り人徳兵工の代理人であります。が、江戸の向屋丸合組の人々は、京都や江州や勢州出の者の多かつたこと、しかもそれらの人々は本居を彼の地において、江戸には出店を開き、店預り人を出張させて經營をまかせていた状況が窺われます。

天童藩が、国産紅花を藩の藏物として取扱い、江戸の向屋五人に相場を立てさせ、その値段によって売捌いたということは、既に述べましたように、全く藩の財源を確保する目的にあつたのです。天童藩というものは、その領地を見るに、天童六ヶ村以下貳拾ヶ村で、その録高は僅か貳万石、その実收高においても、二万三千五百拾余石という小藩であります。財政的には非常に苦しかつたのであります。それで藩の收入を増すためには色々の方法を講じ、広重に絵を描かせ、それを代償として與えることによつて、諸人に献金させたと言われ、また支出を抑えるための苦しい方法として、家臣の録高引きえ敢て行つて行つてあります。現在天童の名産となつてゐる将棋駒等は、家臣の生活費補充のために、内転として行わせたものであるとも言われております。

このように窮乏な財政状体でありましたから、その增收方法の一つとして、紅花を藏物に指定した訳であります。が、この紅花荷は一旦江戸の御藏屋敷に納められ、こゝで藩から指定された藏元と称する商人にその出納がまかされることになるのです。藏元はまかされた紅花の需給関係や、相場の状況を勘案して、適当な日時を五人の者に通知すると、前記

仕法にもあるように、直ちに藏元に參集し、与えられた見本によつて、各々値段を相立てて入札を行ふのであります。藏元となる商人はまた御用達商人を兼ねておりますので、藩の出入商人として莫大な利益を得ておりましたが、その代りに藩の必要な金を調達する義務も負わせられており、藏物とレこの専売制は、單にそのことだけでなく、間接的にも藩の財政に大きな影響を及ぼしたのであります。

また價格の統制という点からも、当時の藩政からその必要があつたのでしよう。前記の報告書に「そういう意見があるように、京都に店を出すようになつた奥州商人の手代共が、奥州の紅花を貿集に出るが、この出賣商人たちによつて値段が羅上げられ、各方面に影響を及ぼすこと」が多いのみならず、特に値高になつては、農民の生活が貧澤になり、古来の頑朴な農民氣質を失つてしまふ恐れが生ずるので、出来るならば馬鹿値にならぬよう、大体の値段を統一し、不当な売買を取締らうとする点もあつたようです。

生産者側に立てば、値段に或る程度の統制が加えられ、取引の自由を束縛された藏物制度に對しては、必ずしも賛成する筈はなかつたものと思われます。藩庁としてはこの桌に警戒したが如く、名主共に對しては特に「此度御国産の紅花御登せの儀、別紙の通り御領内へ仰付けられ候に就いては、其方共格別粉骨せられ、取計い申すべく候。且つ小前の者迄承伏候様申諭し候様仰付られ儀、自然の油益に相成候儀、莫大の事に候」と、円満な取計い方を要望しているのです。生産者に對し、また地方商人の資本勢力に對し、窮屈の小藩が持つ権力というものは、殆ど効力が無くなつていた幕末でありますので、万一強い反対にでも遇つたならば、藩の貧弱な財政等々、一挙に潰れてしまう恐れもあり、哀願

にも似た申渡しであつたようになります。近世後期における諸大名の財政というものは、このように農民の力に頼り、地方商人や用達の力にすがらねば、成り立つて行けなかつたのでしょう。